

の提出を求める
「再審法改正の早期実現を求める意見書」採択に関する請願

2024年11月28日

長野市議会議員 西沢 利一 様

請願者 〒380-0872

長野県長野市妻科432番地

長野県弁護士会会長 山崎 勝巳

紹介議員

北沢哲也

深内伸悟

寺沢さゆり

平塚香樹

和田俊弘

提出

山崎昭夫

倉野立人
山崎裕子

請願の趣旨

別紙「再審法改正の早期実現を求める意見書」を採択して下さい。

理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。

とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきです。

2024年（令和6年）3月11日には、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。また、2024年（令和6年）9月3日の時点で、すでに12道府県議会を含む337の地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されており、長野県においても、県議会を含め、すでに6割以上の地方議会で意見書採択等（趣旨採択を含みます）がなされています。

そこで、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするために、貴議会においても別紙意見書を採択していただきたく請願をいたしました。

提出